



介護保険ガイド

● 介護保険広報シリーズ ①⑤ ●

介護保険関係の所得控除

今回は、所得税・住民税の医療費控除の対象となる介護保険サービスや、その他の介護保険に関係のある所得控除についてご紹介します。

1. 介護保険サービスの利用に係る費用



医療費控除

◎ 医療費控除 = 医療費控除の対象額 - (10万円または総所得金額などの合計の5%のいずれか少ない額)

介護保険サービスごとに、医療費控除の対象となる金額が決められています。医療費控除できる金額は、1月から12月までの1年間に支払った医療費が対象です。

対象となるサービスをご利用の場合、費用を支払った際に受け取る領収書に、医療費控除対象額が記載されていますのでご確認ください。

サービスの種類 (介護予防を含む)		医療費控除の対象となる範囲		
在宅サービス	医療系	①訪問看護 ②訪問リハビリテーション ③居宅療養管理指導	サービス費の自己負担分	
		④通所リハビリテーション	サービス費の自己負担分と食費	
		⑤短期入所療養介護	サービス費の自己負担分と食費、滞在費	
	福祉系	⑥訪問介護 (生活援助中心型を除く) ⑦訪問入浴介護 ⑧夜間対応型訪問介護 ⑨通所介護・認知症対応型通所介護 ⑩小規模多機能型居宅介護 ⑪短期入所生活介護	サービス費の自己負担分	※①～⑤のサービスと併せて利用する場合のみ、医療費控除の対象。
		施設サービス	⑫介護老人保健施設 ⑬介護療養型医療施設	サービス費の自己負担分と食費、居住費
⑭介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)			サービス費の自己負担分と食費、居住費のそれぞれ2分の1の額。旧措置入所者は対象外。	

※高額介護サービス費の払い戻しを受けた場合は、払い戻し金額を差し引いた残りの金額が対象。(⑭は高額介護サービス費の払い戻し金額を差し引いた残りの金額の2分の1)

※交通費は通常必要と認められる分が対象。

※日常生活費、特別なサービス費用、特別な食事・居住費は対象外。

※①～⑤の医療系サービスは支給限度額を超えた自己負担分も対象となるが、⑥～⑪の福祉系サービスは支給限度額を超えた自己負担分は対象外。

◆ 寝たきりの場合のおむつ代の医療費控除の取り扱い

傷病によりおおむね6カ月以上寝たきりで医師の治療を受けている場合に、おむつを使う必要があると認められれば、医療費控除の対象になります。(医師の発行する「おむつ使用証明書」が必要です。)また、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降で、要介護認定などを受けている人は、黒潮町の交付する「確認書」で代用できます。「確認書」については介護保険担当係へお問い合わせください。

2.要介護認定を受けている方 ➡ 障がい者控除

65歳以上の要介護1～5の認定者で知的障がい者・身体障がい者に準ずると黒潮町長が認めた場合は、障がい者控除の対象となります。障がい者控除を受けるためには、障がい者控除対象者認定が必要ですので、介護保険担当係へ申請してください。

3.介護保険料 ➡ 社会保険料控除

介護保険料を控除できる金額は、1月から12月までの1年間に納めた金額が対象です。

納め方	社会保険料控除が受けられる方
特別徴収 (年金から納めている)	被保険者本人のみ
普通徴収 (納付書や口座振替で納めている)	被保険者本人、または本人の代わりに介護保険料を支払った生計を同じくする家族

介護保険料は大切な財源です。納付期限までにお納めを ～安心で便利な口座振替を!～

【お問い合わせ】本庁 健康福祉課 介護保険係 ☎43-2116(直通)



「なないろカフェ」で介護のことなど話してみませんか

錦野にある「あつたかふれあいセンター」にある「なないろカフェ」の一室で、毎月第4水曜日の午後「なないろカフェ」がオープンしています。利用者同士の和みの空間を提供したいと思います。皆さん、お気軽にお越しください。

日時 毎月第4水曜日
午後1時～3時

場所 あつたかふれあいセンター
よりあい

利用料 200円(コーヒー、お菓子付き)



12月は23日(祝・水)に開催します。

○お問い合わせ
あつたかふれあいセンター
よりあい

☎ 43-3630